

京都市公契約基本条例施行規則

平成28年3月31日規則第94号

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市公契約基本条例(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(労働関係法令遵守状況報告書の提出対象となる公契約)

第2条 条例第12条第1項に規定する別に定める公契約は、予定価格(予定価格を単価で定める場合にあつては、当該単価に予定数量を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が50,000,000円を超える工事の請負又は予定価格が10,000,000円を超える業務(建物(建物に付属する設備を含む。))の保守若しくは管理、河川、建物、公園その他の施設の清掃、樹木の維持管理若しくは除草又は警備業法第2条第1項に規定する警備業務(同条第5項に規定する機械警備業務を除く。)に限る。)の委託に係る契約とする。

(労働関係法令遵守状況報告書の提出期限等)

第3条 条例第12条第1項に規定する別に定める日は、対象公契約(同項に規定する対象公契約をいう。以下同じ。)を締結した日から起算して2月を経過する日とする。

2 条例第12条第2項に規定する別に定める日は、下請等契約を締結した日から起算して1月を経過する日とする。

3 条例第12条第4項の規定による提出は、対象公契約を締結した日から起算して2月を経過する日までの間は同条第2項の規定により提出を受けた労働関係法令遵守状況報告書(同条第1項に規定する労働関係法令遵守状況報告書をいう。以下同じ。)及び同条第3項の規定により届出を受けた書面を取りまとめて行うものとし、当該期間を経過した後は同条第2項の規定による労働関係法令遵守状況報告書の提出又は同条第3項の規定による届出を受けた都度遅滞なく行うものとする。

(労働関係法令遵守状況報告書の記載事項)

第4条 条例第12条第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 雇用する労働者の有無及び当該労働者の数

(2) 次に掲げる事項

ア 健康保険法第48条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出の有無

イ 労働基準法第15条第1項の規定による労働条件の明示の有無

ウ 労働基準法第24条の規定による賃金の支払の有無

エ 労働基準法第36条第1項の規定による協定の締結及び届出の有無

オ 労働基準法第89条の規定による就業規則の作成及び届出の有無

カ 労働基準法第106条の規定による周知の有無

キ 労働基準法第108条の規定による賃金台帳の調製及び同条に規定する事項の記入の有無

ク 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出の有無

- ケ 最低賃金法第4条第1項の規定による最低賃金額（同法第3条に規定する最低賃金額をいう。）以上の賃金の支払の有無
 - コ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による保険関係の成立に係る届出の有無
 - サ 雇用保険法第7条の規定による雇用する労働者が適用事業（同法第5条第1項に規定する適用事業をいう。）に係る被保険者となったことの届出の有無
- (3) 前号に掲げる法律の規定による義務が課されていない場合にあっては、その旨及びその理由
- (4) 不遵守事項（条例第15条に規定する不遵守事項をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、不遵守事項の解消の予定

（措置結果報告書の提出期間）

第5条 条例第15条に規定する別に定める期間は、対象受注者（条例第12条第1項に規定する対象受注者をいう。以下同じ。）が対象公契約を締結した日又は対象下請負者等（同条第2項に規定する対象下請負者等をいう。以下同じ。）が下請負等契約を締結した日から起算して6月を経過するまでの期間とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該期間を延長することがある。

（公表する事項）

第6条 条例第18条第1項に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象受注者又は対象下請負者等の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 公表の対象となる公契約及びその契約期間
- (3) 公表に至った経過その他市長が必要と認める事項

（対象労働者に明示する事項）

第7条 条例第20条に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事項
- (2) 不遵守事項を解消した場合にあっては、解消のために講じた措置の内容及び当該措置を実施した年月

（委員長）

第8条 京都市公契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（審査委員会の招集及び議事）

第9条 審査委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査委員会は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

(部会)

第10条 部会の構成員は、委員のうちから、委員長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、委員長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第11条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審査委員会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第12条 審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の除斥)

第13条 委員は、自己又はその配偶者若しくは3親等内の親族その他当該委員と密接な関係を有する者に関する事項については、その議事に加わることができない。

(庶務)

第14条 審査委員会の庶務は、行財政局において行う。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、行財政局財政担当局長が定める。

附 則

この規則中第1条及び第8条から第15条までの規定は平成28年4月1日から、その他の規定は同年6月1日から施行する。